別記第１号様式

文書番号

年　　月　　日

○○農業事務所長　　　様

（千葉県知事○○○○）

○○○市町村長

（事業実施主体の代表者）

「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業にかかる「産地戦略」(｢園芸産地再整備計画｣・「園芸産地生産性向上計画」)の協議について

このことについて、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業実施要領第３の２の規定により協議します。

別記第２号様式

文書番号

年　　月　　日

○○農業事務所長　　　様

（千葉県知事○○○○）

○○○市町村長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（事業実施主体の代表者）

「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業にかかる「産地戦略」(｢園芸産地再整備計画｣・「園芸産地生産性向上計画」)の達成状況の報告について

このことについて、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業実施要領第３の５の規定により別記のとおり報告します。

別記第３号様式

文書番号

年　　月　　日

○○農業事務所長　　　様

（千葉県知事○○○○）

○○○市町村長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（事業実施主体の代表者）

○○年度「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業[生産力強化支援型・園芸施設リフォーム支援型・スマート農業推進型]実施計画の協議について

このことについて、○○年度「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業を別添計画書のとおり実施したいので、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業実施要領第４の５の規定により協議します。

別記第４号様式

「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業利用状況等報告書

（報告対象年度　　　年度）

文書番号

年　　月　　日

○○農業事務所長　　様

（千葉県知事○○○○）

○○○市町村長

（事業実施主体の代表者）

　このことについて、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業実施要領第６の規定により別紙のとおり報告します。

別記第５号様式

文書番号

年　　月　　日

○○農業事務所長　様

（千葉県知事○○○○）

市　町　村　長

（事業実施主体の代表者）

　年度「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業の

補助金交付決定前着工届

　　　年度「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業[生産力強化支援型・園芸施設リフォーム支援型・スマート農業推進型]実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着工したいのでお届けします。

記

１　補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。

２　補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議が無いこと。

３　当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

（別添）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　　業実施主体 | 事業種目 | 作物名 | 工種・施設区分 | 事業量 | 事業費 | 着工予定年月日 | 竣工予定年月日 | 理　由 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |  |  |

添付書類

１　実施設計書

別記誓約書様式

誓　約　書

　年　月　日

千葉県知事　　　　　　　様

住　所

（法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）

氏　名

（法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名）

㊞

事業計画を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金交付要綱第３条第２項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、事業計画、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、事業実施計画の承認を受けられないこと、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

注意事項

* 本人が自署で作成する場合、押印は原則廃止とし、第三者が作成する場合は原則存続とする。
* 本人の自署とする場合は、本人確認の写しを添付すること。